

各務原市指定地域密着型通所介護サービス及び岐阜県指定通所介護サービスの 新規指定に関する取扱要領

(平成30年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年12月17日法第123号）第70条第10項、第78条の2第6項第5号及び介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）第126条の11の規定に基づき、各務原市指定地域密着型通所介護サービス（以下「地域密着型通所介護」という。）及び各務原市内における岐阜県指定通所介護サービス（以下「通所介護」という。）の新規指定に関し必要事項を定めるものとする。

(各務原市介護保険事業計画に定める見込量の取り扱い)

第2条 各務原市長は、各務原市介護保険事業計画に定める対象年度の地域密着型通所介護及び通所介護の月間利用回数の見込量の合算を24で除した後、再度0.7で除した後10未満を切り捨てた数を、各務原市内における地域密着型通所介護と通所介護の合算定員の最大数（以下「適正定員」という。）として定め、新規指定における判断基準とする。

(地域密着型通所介護と通所介護の総定員の取り扱い)

第3条 各務原市長は、各務原市内に存する地域密着型通所介護と通所介護の定員の合計数から、休止している地域密着型通所介護と通所介護の定員数を除いた数を総定員（以下「現在定員」という。）とし、現在定員が適正定員を超える場合は、新規指定を行わないこととする。

(適正定員等の公表)

第4条 各務原市長は、第2条にて定めた適正定員と、前条にて定めた現在定員を、ホームページ等において遅滞なく公表しなければならない。

2 適正定員は毎年度4月1日時点をもって変更する。

(事前協議)

第5条 各務原市内に地域密着型通所介護サービス事業所又は通所介護サービス事業所（以下「地域密着型通所介護サービス事業所等」という。）を開設しようとする者（以下「開設予定者」という。）は、事業開始予定日から起算して1年6ヶ月前から指定を申請するまでに、各務原市長に対し、その開設しようとする地域密着型通所介護サービス事業所等の開設について、協議を行うものとする。

2 前項の協議の場合は、事前協議書（様式第1号）（以下「協議書」という。）1部を各務原市長に提出するものとする。

3 各務原市長は、現在定員に関わらず前項の協議書を受理することとし、受付順に受付簿（様式第2号）において管理する。

4 各務原市長は、第2項の協議書の提出があった場合には、第3条の規定に基づき開設の可否を判断し、その結果を事前協議結果通知書（様式第3号）（以下「結果通知書」という。）により開設予定者に通知する。

5 各務原市長は、事前協議に同意できない場合は、前項の結果通知書により事前協議結果通知日から180日までの間は、事前協議書の効力を有することを開設予定者に通知する。

6 各務原市長は、前項の協議が同意可能となった場合は、結果通知書により開設予定者に通知する。

7 第5項の場合は、効力終了日までに協議を行い、開設予定者が協議書を改めて提出することでその効力を延長することができる。

（事前協議に関する同意の効力）

第6条 各務原市長は、事前協議に同意する場合は、前条第4項の結果通知書により事業開始予定日から180日までの間、その効力を有することを開設予定者に通知する。

2 開設予定者は、前項の効力を有する期間を過ぎても地域密着型通所介護サービス事業所等を開設しない若しくはできない場合は、その効力を失うものとする。

（協議の取下げ）

第7条 開設予定者は、協議したサービス事業所を開設しない若しくはできないこととなった場合は、速やかに、事前協議の取下届（様式第4号）を各務原市長に提出するものとする。

(開設協議に関する特例)

第8条 運営法人が変更になる等、変更前の法人と同等の事業所運営を継続する場合で、同等の事業所運営の実績がある既存の法人が継承する場合に限り、開設についての事前協議を不要とする。

2 休止している地域密着型通所介護サービス事業所等が再開する場合、開設についての協議を不要とする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月10日決裁）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月26日決裁）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号	事前協議書
様式第2号	受付簿
様式第3号	事前協議結果通知書
様式第4号	取下届